

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1]市街地の整備改善の必要性

###### (1) 現状分析

- ・ 「創造」「再生」「継承」をテーマとした都市再生整備計画に取り組んできた。その結果、シビックセンターゾーン、旧済生会病院跡地については整備がほぼ完了しており、良好な市街地形成に向けた取り組みが行われている。
- ・ また、JR 江津駅前地区に隣接した東高浜地区では、住宅市街地総合整備事業（密集型）を導入して、密集住宅市街地の住環境改善や狭あい道路への拡幅整備を推進している。
- ・ 市民アンケート調査では、中心市街地の活性化の方向性について、「日常生活に必要な機能を充実させ、外から訪れやすい、住みやすいまちをつくる」が最も多く、来街者にとって訪れやすくなるよう、駐車場不足の解消や安全で安心できる市街地整備が望まれている。
- ・ 一方、モータリゼーションの進展により車での来街者が増加するなか、中心市街地内においては、歩行の安全性に対する課題がみられることから、より安全かつ快適な居住環境の形成が求められる。

###### (2) 市街地の整備改善の必要性

- ・ このような状況を踏まえ、これまで取り組んできた市街地整備と連携して、誰もが安心して快適に生活することができる環境整備と空間づくりが必要である。
- ・ そのため、東高浜地区の住環境整備を推進し、よりよい居住環境を形成するとともに、中心市街地内の歩道整備やポケットパークの整備により、各ゾーンを効果的に結ぶ動線の環境整備を実施することで、中心市街地内の回遊性を高める。
- ・ また、道路拡幅整備等による車でのアクセスを向上させ、併せて駐車場を整備することで中心市街地内の来街者増加につなげる。

###### (3) フォローアップの考え方

- ・ 計画期間中、毎年度各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

##### [2]具体的事業の内容

###### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業  
該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <b>東高浜地区密集市街地整備事業</b> 内容： 市街地整備 A=8.0ha 実施時期： 平成19年度～令和8年度	江津市	駅前地区ゾーンに立地している密集市街地である東高浜地区において、道路整備等を行いながら、良好な居住環境の整備を段階的に進める。 中心市街地の回遊性を高め、また、定住人口増加のために必要な事業である。	支援措置の内容： 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（住宅市街地総合整備事業）） 実施時期： 平成24年度～令和2年度	—
事業名： <b>県道江津港線（あけぼの通り線）街路事業</b> 内容： 道路整備 L=140m、W=12m 実施時期： 平成24年度～令和元年度	島根県	中心市街地のシンボリックな道路である県道江津港線（あけぼの通り線）を、周辺施設との使い方を考慮して拡幅整備を行う。 中心市街地の回遊性を高め、来街者を増加させるために必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成24年度～平成26年度  防災・安全交付金（道路事業（街路）） 平成27年度～平成29年度	—
事業名： <b>御幸通線整備事業</b> 内容： 道路整備 L=190m、W=8m 実施時期： 平成24年度～平成30年度	江津市	JR江津駅前に新たに整備される公共公益複合施設の整備にあわせて、御幸通線を拡幅し、市民や来街者にとって快適な道路環境の整備を行う。 中心市街地の回遊性を高め、来街者を増加させるために必要な事業である。 ※駅前地区再生整備事業に合わせた市道整備	支援措置の内容： 防災・安全交付金（道路事業） 実施時期： 平成26年度～平成30年度	—
事業名： <b>水源地通線整備事業</b> 内容： 道路整備 L=50m、W=10m 実施時期： 平成29年度～平成30年度	江津市	JR江津駅前に新たに整備される公共公益複合施設の整備にあわせて、水源地通線を拡幅し、市民や来街者にとって快適な道路環境の整備を行う。 中心市街地の回遊性を高め、来街者を増加させるために必要な事業である。 ※駅前地区再生整備事業に合わせた市道整備	支援措置の内容： 防災・安全交付金（道路事業）  実施時期： 平成29年度～平成30年度	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <b>石州赤瓦利用促進事業</b> 内容： 石州赤瓦のまちなみ景観の保全と創出のため、資材費を一部補助 実施時期： 平成 17 年度～	江津市	重点候補地区となっている駅前地区ゾーンにおいて、屋根の実面積が 30 ㎡以上となる建築物の新築、増築、大規模修繕（屋根替え）などをされる建物所有者に石州瓦の資材費の一部を補助する。 中心市街地における石州赤瓦のまちなみ景観の保全と創出を行うために必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業） 実施時期： 平成 24 年度～平成 29 年度  社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） 実施時期： 平成 30 年度～令和 2 年度	—
事業名： <b>築港線整備事業</b> 内容： 道路整備 L=230 m、W=11 m 実施時期： 平成 24 年度～平成 30 年度	江津市	周辺住民の生活道路として利用されている築港線を整備し、市民や来街者にとって快適な道路環境の整備を行う。 中心市街地への回遊性を高めるために必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（道路事業） 実施時期： 平成 24 年度～平成 30 年度	—
事業名： <b>県道江津港線（鴻島線）道路事業</b> 内容： 道路整備 L=270 m、W=11 m 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	島根県	駅前地区ゾーンとシビックセンターゾーンを結ぶルートである鴻島線は、現在、歩道幅員が狭く、歩行者の通行に支障をきたしている。そのため、あけぼの通り交差点から西側の区間を整備し、市民や来街者にとって快適な道路環境を整備する。 中心市街地の回遊性を高めるために必要な事業である。	支援措置の内容： 防災・安全交付金（道路事業） 実施時期： 平成 26 年度～平成 30 年度	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <b>駐車場整備</b> 内容： 中心市街地来街者や新たに整備される公共公益複合施設利用者用の駐車場の整備 実施時期： 令和元年度～令和2年度	江津市	中心市街地の来街者及び新たに整備される公共公益複合施設の利用者のために、駐車場の整備を行う。 中心市街地への来街者の利便性を向上させるために必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第3期江津地区）） 実施時期： 令和元年度～令和2年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
 該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <b>駅西通線緑道整備事業</b> 内容： 緑道整備 実施時期： 令和元年度～	江津市	駅前通線は、現在、歩きにくい砂利道であるため、歩きやすい緑道へ整備を行う。 中心市街地の回遊性を高めるために必要な事業である。	—	—
事業名： <b>駅前地区景観づくり事業</b> 内容： 景観形成 実施時期： 平成28年度～	江津市	景観計画において景観づくりの重点地区の候補地としている駅前地区において、まちなみ景観の保全と創出を行うため、景観形成住民協定内容に基づいて活動する経費を助成する。 中心市街地の回遊性を高めるために必要な事業である。	—	—
事業名： <b>一般国道9号江津駅前バリアフリー対策事業</b> 内容： 歩道のバリアフリー化 ①あけぼの通りから市道水源地通線まで L=130m ②市道水源地通線から江津跨線橋まで L=240m ③江津跨線橋 L=40m ④江津跨線橋から県道三次江津線まで L=100m 実施時期： 平成24年度～	国土交通省	居住者の生活道路として位置づけられている国道9号は、現在、歩道幅員が狭く、歩行者の通行に支障をきたしている。そのため、市民や来街者にとって快適な道路環境を整備する。 中心市街地の回遊性を高めるために必要な事業である。	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <b>中心市街地バリアフリー面の整備</b> 内容： 道路や歩道のバリアフリー化 実施時期： 平成26年度～	江津市	江津市バリアフリー基本構想で位置づけられた重点整備地区において、道路や歩道のバリアフリー化を推進し、各生活関連施設を結ぶ主要な経路について優先的に整備を行う。 中心市街地の回遊性を向上、定住人口の増加のために必要な事業である。	—	—
事業名： <b>観光案内機能強化事業</b> 内容： 観光案内所における観光案内機能の強化 実施時期： 平成28年度～	江津市観光協会	新しく建設される公共公益施設の中に設置される観光案内所で、観光案内やイベント情報、特産品の紹介など、広くPRできる観光案内機能の強化を行う。 中心市街地の来街者に効果的にPRをすることができ、来街者を増加させるために必要な事業である。	—	—